

1 条例制定の目的

公文書等の管理に関する基本的事項を定めることにより、公文書の適正な管理、歴史公文書の適切な保存及び利用等を図り、市政が適正かつ効率的な運営がなされるようにすること及び市民への説明責任が全うされるようにする。

2 条例制定の経緯

(1) 公文書等の管理に関する法律（公文書管理法）第1条において、「行政の諸活動や歴史的事実の記録である公文書は、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、国民が主体的に利用し得るもの」との考えが示されている。同法第34条では、地方公共団体の適正な公文書管理に関する努力義務が定められている。

(2) 本市においては、「郡山市文書等取扱規程」による文書管理を行ってきたが、法の趣旨を踏まえた管理を進めるため、公文書管理の方法を見直し、令和3（2021）年度3月に「郡山市公文書等の管理指針」を策定し、郡山市歴史情報博物館における歴史公文書の保存、利用するための整備に取り組んできた。

(3) 今般、取り組みが進展したことから、「指針」で運用する公文書の作成及び適正な管理を本市全体のルールするとともに、各実施機関から公文書館に移した「特定歴史公文書」についての保存及び利用に関する規定を併せた「公文書管理条例」を制定する。

3 根拠法令

公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第34条 H23.4月施行

4 条例のポイント

- ① 公文書（現用文書・非現用文書を通して）の統一的な管理を行う。
- ② 保存期間満了後の歴史公文書を、博物館に移管する制度を導入する。
- ③ 歴史公文書の利用制度を設け、その利用促進の仕組みを整備する。
- ④ 公文書管理委員会を設置し、外部有識者等の知見を活用する。
- ⑤ 公文書管理をチェックする仕組みを導入する。

5 検討経緯

- ▶ 令和3（2021）年 「公文書等の管理に係る懇談会」を設置
- ▶ 委員 6名（学識経験者等）元教育委員会委員長の石田座長、国立公文書館、郡山地方史研究会、筑波大学、福島大学、宮内庁書陵部編集課など
- ▶ 検討内容 公文書管理の在り方、郡山市公文書等の管理指針の策定、歴史公文書の選別基準の策定

スケジュール



施行日

- 令和6（2024）年4月1日
（特定歴史公文書等の利用に関する事項は、公文書館の開館日）

郡山市公文書管理条例 概要

条例の構成

- 【第1章】 総則 第1条—第3条（目的、定義等）
- 【第2章】 公文書の管理 第4条—第10条
（作成、整理、保存、移管、廃棄等）
- 【第3章】 特定歴史公文書等の保存、利用等 第11条—第28条
- 【第4章】 郡山市公文書管理委員会 第29条—第36条
- 【第5章】 雑則（研修、委任等） 第37条—第42条

【第1章】総則

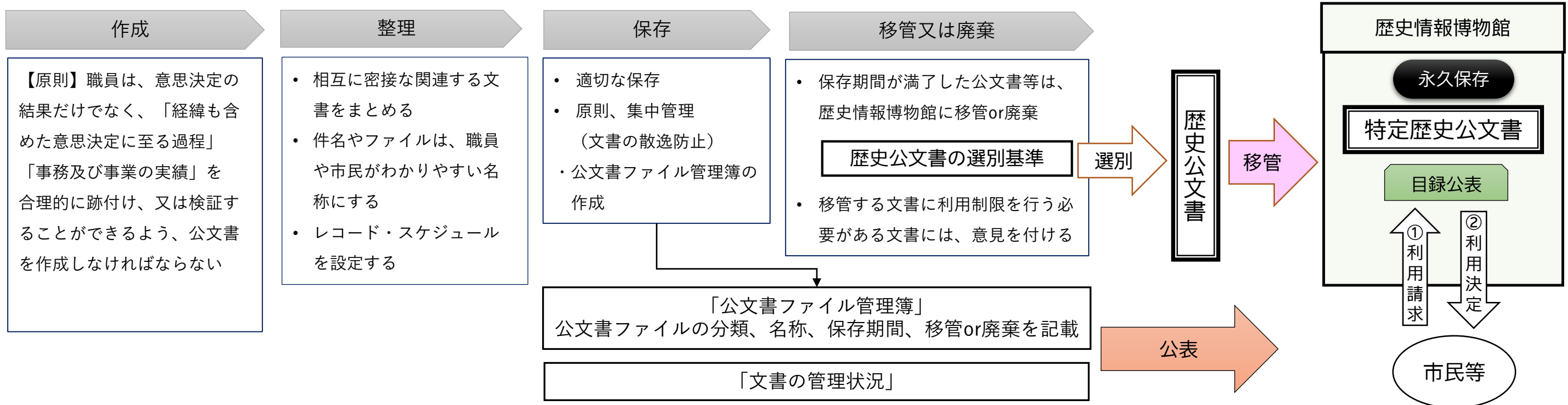
目的

- 公文書は、「市民共有の知的資源」として、市民が主体的に利用し得るものである。
- 公文書の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図ることにより、「市政が適正かつ効率的に運営されるようにする」とともに、「市の諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるようにする」ことを目的とする。

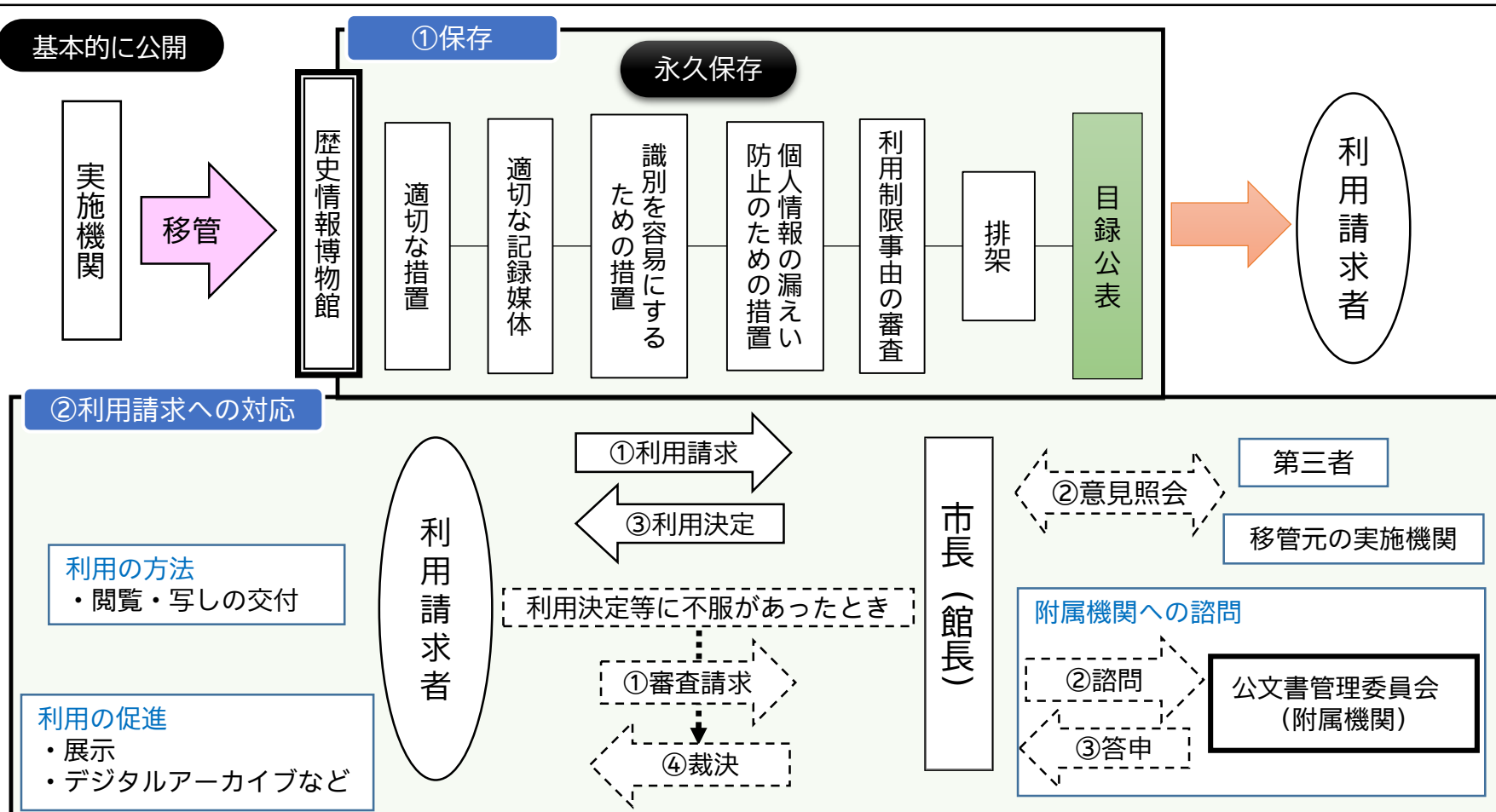
実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者及び議会

【第2章】公文書の管理



【第3章】特定歴史公文書等の保存・利用等



【第4章】郡山市公文書管理委員会

- 公文書の管理に対して優れた識見を有する者
- 組織 5人の委員で組織し、次の職務を担う。
 - ①特定歴史公文書等の利用請求に係る審査請求の諮問に対する答申
 - ②特定歴史公文書等の廃棄に係る調査審議
 - ③公文書等の管理に関する重要事項に係る調査審議
 - ④死者の個人情報の利用について、特定の者からの利用請求に係る調査審議

【第5章】雑則

- 市長の調整
市長は公文書の管理について、他の実施機関に対し資料の提出若しくは報告を求め又は助言することができる。
- 研修
公文書管理を適正、効率的に行うため必要な研修を行う。
- 組織の見直しに伴う公文書の適正な管理のための措置

附則

- 施行日 令和6（2024）年4月1日
- 経過措置について
- 関連条例の一部改正について
郡山市情報公開条例
郡山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例